

議 事 録	
会議の名称	平成 30 年 愛 荘 町 教 育 委 員 会 第 4 回 定 例 会
開催日時	平成 30 年 4 月 23 日 (火) 午後 4 時 00 分
開催場所	秦 荘 庁 舎 2 階 大 会 議 室
出席者	<p>【教育委員】 4 名 植田建次、松浦延代、中村由香里、八島琢磨</p> <p>【事務局】 8 名 教育管理部長 中村治史 教育振興課主監 田中幹雄 教育振興課長 北川寛 生涯学習課長 藤居祐司 歴史文化博物館長 大友 暢 給食センター所長 本田康仁 図書館長 茶谷えりか 教育振興課係長 増居志穂</p>
議事日程	<p>日程第 1 議案第 21 号 愛 荘 町 文 化 財 保 護 条 例 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 に つ い て</p> <p>日程第 2 議案第 22 号 愛 荘 町 子 ども 読 書 活 動 推 進 計 画 策 定 委 員 会 設 置 要 綱 の 一 部 を 改 正 す る 要 綱 に つ い て</p> <p>日程第 3 議案第 23 号 愛 荘 町 文 化 財 保 護 審 議 会 委 員 の 委 嘱 に つ い て</p> <p>日程第 4 議案第 24 号 要 保 護 お よ び 準 要 保 護 児 童 生 徒 の 認 定 に つ い て</p> <p>日程第 5 承認第 10 号 学 区 外 就 学 の 専 決 処 分 に つ き 承 認 を 求 め る こ と に つ い て</p>
議事録作成者	教育振興課 増居 志穂
中村部長	<p>午後 4 時 00 分開会</p> <p>第 5 回 の 定 例 会 を 開 会 さ せ て 頂 き ま す 。 あいさつ、報告 (以下、要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育長の任命が未了の件でのお詫び ・ 教職員着任式、幼稚園、小中学校の入園式・入学式のお礼 ・ 河瀬駅前交番での警察官発砲事件における町教委の対応 ・ 愛知中学校体育館侵入・盗難事件について <p>最初にひとつお断りしないといけないのでありますが、教育委員会の定例会の事前に、毎回議事録をお配りして冒頭に確認をお願いしておりますが今回、間に合いませんでした。大変申し訳ないのですが5月の定例会の際には準備したいと思いますので、今回はご了承いただきたいと思っております。</p> <p>それでは職務代理者、司会進行よろしく願いいたします。</p>
植田職務代理者	<p>みなさんこんにちは。第 4 回定例会ということでご出席いただきありがとうございます。教育委員のみなさまにおかれましては入学、入園、また重点政策説明会、着任式等ご出席いただきありがとうございます。部</p>

	<p>長の方から詳しく話がありましたが、当町も新教育委員会制度に移行し、早や1ヶ月が経とうとしていますが、残念ながら教育長席が空席となっています。その間、いろんな問題がありました。4月11日の警官の発砲事件や子どもたちの問題行動等があり、それらの対応等のことを考えると、1日も早く教育長を任命されることを願っているところであります。今週末からはゴールデンウィークも始まり、いわゆる5月病ということも危惧しなくてはならない子どもたちや教職員の皆さんもおられるかもしれません。どうかそのあたりのことについても、十分ご配慮いただくようご指導をお願いできればと思っております。</p> <p>また過日、全国一斉の学力テストがございました。いろんなことが課題として挙げられていますが、平均得点だけに目を奪われるのではなく、これをきちんと町の教育目標である、「夢と志を持ち、共に未来を拓く人づくり」の具現化にむけて活かす取り組みにしていかななくてはいけないと思っております。そのことについてもまた目を配っていただけたらと思っておりますので、よろしく願います。</p>
中村部長	<p>ありがとうございました。それでは引き続き、会議の司会進行をよろしく願いいいたします。</p>
植田職務代理者	<p>それではただいまの出席委員4名ということで定数に達しております。よって平成30年愛荘町教育委員会第4回定例会は成立いたしましたのでただいまより開会いたします。</p> <p>前回の議事録の承認については次回の定例会時ということにさせていただきますのでどうかよろしく願います。</p> <p>本日第4回定例会議事録署名も全員で行いますのでそれにつきましてもよろしく願います。</p> <p>それでは議題に入らせていただきます。</p> <p>日程第1「議案第21号愛荘町文化財保護条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
中村部長	<p style="text-align: center;">—議案第21号を説明—</p>
植田職務代理者	<p>ただいま「議案第21号愛荘町文化財保護条例の一部を改正する条例について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">—意見、質疑なし—</p>
植田職務代理者	<p>質疑がないようですので議案第21号を採決いたします。本案を原案通り</p>

各委員	<p>に可決することに異議はありませんか。</p> <p>異議なし。</p>
中村部長	<p>異議なしと認めます。よって議案第 21 号は原案通り可決されました。</p> <p>続きまして日程第 2 「議案第 22 号 愛荘町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
植田職務代理者	<p style="text-align: center;">—議案第 22 号を説明—</p>
八島委員	<p>ただいま「議案第 22 号 愛荘町子ども読書活動推進計画策定委員会設置要綱の一部を改正する要綱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。</p>
茶谷館長	<p>16 人から 13 人に減るといのはどういう定義ですか？</p>
八島委員	<p>第一次の計画を策定する際の議論におきまして、保護者代表の方々とボランティアの方々が、兼職されている方がたくさん代表に選ばれてくださったらしく、日時がなかなか取れないということもあり、策定後の計画の計画更新については、愛荘町図書館協議会において、計画の進行状況を把握し、継続的な進行管理を行うということで話がまとまり、計画に明記されました。その計画の内容を反映させるということで今回の改正をお願いするものです。</p>
茶谷館長	<p>いえ、なぜ 3 人減ったのかという質問なのですが。</p>
八島委員	<p>学校の代表の先生を区分ごとにお一人ずつにさせていただきました。これまでは、各学校からお一人ずつ出ただけで、園の方も同様にお一人ずつ出ただけで、どこもお忙しくて、なかなか人を出せないということで、一人ずつにさせていただきました。</p>
茶谷館長	<p>今のお話でいくと保育園、幼稚園、小学校、中学校の代表を各一人にすむようにしようということですね。</p>
茶谷館長	<p>保育園は今までなかったのが新規です。従来、各学校と各幼稚園から出ただけで、保・幼・小・中で各一人ずつにさせていただきました。</p>

八島委員	<p>それでいくと5人減るのではないですか。中学が2校、小学校が4校、幼稚園は2園で代表がそれぞれ1名にしましょうということですよ。それでいくと5人減るのではないですか。要は数字の根拠は16から13に減るのが今の説明では5人減るから11人でいいのではというだけの話なのです。そうではないのでしょうか。この8ページ目の読書活動推進計画策定委員会で11ほど役が分かれていますのであれば11人でいいのではないかと単純に思うだけです。</p>
茶谷館長	<p>計画の策定はできたということで、今後継続してやっていくために別表第2の左側の表を削除し、別表第1を改正して検討チームとしました。</p>
八島委員	<p>そういうことですね。わかりました。</p>
植田職務代理者	<p>よろしいでしょうか。策定はすでに終了していて、あとは推進計画なので、検討チームで検討していこうということですよ。他はよろしいでしょうか。</p> <p>それでは質疑がないようですのでこれより議案第22号について採決いたします。本案は原案通りに可決することに異議はありませんか？</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
植田職務代理者	<p>異議なしと認めます。よって議案第22号は原案通り可決されました。続きまして日程第3「議案第23号 愛荘町文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。</p>
中村部長	<p>—議案第23号を説明—</p>
植田職務代理者	<p>ただいま「議案第23号 愛荘町文化財保護審議会委員の委嘱について」の説明がありました。ご質問等ございませんか。</p>
各委員	<p>—意見、質疑なし—</p>
植田職務代理者	<p>質疑がないようですので、これから議案第23号を採決いたします。本案を原案通りに可決することに異議はありませんか？</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
植田職務代理者	<p>異議なしと認めます。よって議案第23号は原案通り可決されました。</p>

	<p>続いての議題に入る前に議案第 24 号及び承認第 10 号は個人情報に関わる議題となっております。愛荘町教育委員会議事運営に関する規則第 5 条の規定により「人事に関する事件、その他の事件について出席委員の 3 分の 2 以上の多数で議決したときはこれを公開としないことができる。」となっております。この件については公開をしないということでしょうか。</p>
各委員	<p>異議なし。</p>
植田職務代理者	<p>それでは異議なしと認めます。よって議案第 24 号、承認第 10 号は非公開といたします。</p> <p>●<u>上記の決定により、「議案第 24 号 要保護および準要保護児童生徒の認定について」、「承認第 10 号 学区外就学の専決処分につき承認を求めることについて」は非公開とする。</u></p> <p>以上で平成 30 年第 4 回定例会の案件はすべて終了しました。</p> <p>午後 4 時 40 分閉会</p>